



東アジアにおける金融協力の動き

専務理事 浅見 唯弘

昨年5月、タイのチェンマイにおいてアセアン10カ国と日・中・韓3カ国(「アセアン+3」)の間で将来の金融危機に備えるための地域協力に関する合意が成立した。その内容は、第一に、二国間スワップ取極めを締結すること、第二に、メンバー政府間の政策対話を促進し、短期資本フローをモニターすることであった。(「チェンマイ・イニシアティブ」)

その後関係政府間で交渉が進められた結果、本年5月、ホノルルにおけるアジア開発銀行総会時に開催された「アセアン+3」の財務大臣会議において、日本が、韓国、マレーシア、タイとの間でスワップ取極めについて実質的に合意したことを発表した。韓国とは、既存枠50億ドルに加え20億ドルのドル・ウォン間のスワップ、マレーシアとは既存枠25億ドルに加え10億ドルのドル・リング間のスワップ、タイとは、30億ドルのドル・バーツ間のスワップ取極めが締結されることになる。更に、日本政府は中国と円・人民元、フィリピンとドル・ペソのスワップ取極めにつき現在交渉中であり、今後二国間スワップのネット・ワークの構築に向けて交渉を継続するとした。これに先立ち、昨年11月に、アセアン諸国間のスワップ取極めは、それまでの総額2億ドルから、全アセアン諸国が参加するものとした上で総額10億ドルへ拡大された。

この「チェンマイ・イニシアティブ」は、これまで地域的な金融協力の意識が希薄であった東アジア地域における融資メカニズムを伴った初めての合意であったためその成り行きが注目された。今般スワップ合意ができたことは歓迎されるべきである。

このスワップ取極めを実効性のあるものにするために、政策対話の促進と短期資本フローに関するモニタリングが重要と考えられている。しかしながら、各国それぞれ事情があるため、短時間で合意に達することは困難であったようであり、今回は、資本フローについての情報交換は二国間の自主判断に任されることとされた。資本フローを公表すると為替相場に影響を及ぼしかねないと心配している国もあるようである。資本フローのモニタリングは、地域金融協力を深化させるために必須なステップであるだけに、関係国はより組織化されたモニタリングの構築のために今後とも鋭意取り組む必要がある。

今回のスワップ取極めでは、スワップ枠の10%まではIMF融資とのリンケージ無し

に引き出し可能とされたが、90%はリンケージが必要とされている。IMF 融資とのリンケージの具体的内容は不明であるが、これによって、東アジアのスワップのネットワークが IMF の機能を補完する関係にあることがより明確になった。1997 年夏に日本が提案したアジア通貨基金(AMF)構想以来議論されてきた地域金融協力と IMF との関係に対し、当面の具体的な答えが出されたといえよう。IMF 融資とのリンケージが明確化されたために、逆にモニタリングの縛りが緩やかにされたのかもしれない。

アジア金融危機で経験したように、短期資本フローの規模を考えればスワップ枠の金額は小額であり、それによって危機が回避できることにはならない。しかし、今回の合意は、東アジアにおける地域金融協力の永い道程を一步前進したというシンボリックな意味で重要である。東アジアの金融危機を契機に、また、1999 年の欧州における単一通貨「ユーロ」の導入、拡大 NAFTA 構想など他地域の動きに刺激されて、アジアにおける貿易、金融、通貨に関する地域協力に関する議論が現在活発化している。

今年 1 月神戸で開催された ASEM 財務大臣会議では、アジア・ヨーロッパの協力のもとに通貨制度・地域金融協力に関する民間の共同研究を支援する神戸リサーチ・プロジェクトが発足した。アジアはヨーロッパと決定的とも言える多くの相違点があるとは云え、ヨーロッパの過去半世紀に渉る地域協力の経験から学ぶ点が多い。金融協力に加え、自由貿易協定、通貨システム面においても円の国際化、通貨バスケット、アジア単一通貨、アジア通貨同盟などさまざまな議論が当局、学界、金融界、産業界から出されている。アジア地域がこれらの議論の活発化とともにより強い連帯へ向けて確実に前進していくことが期待される。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>